

## 答申第 2 6 7 号（諮問第 2 7 3 号）

「令和 4 ～ 6 年度 群馬県公立学校教員採用第二次試験問題及び面接の質問項目」のうち、「面接の質問項目」の公文書不開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第一部会

## 第1 審査会の結論

群馬県教育委員会教育長が行った公文書不開示決定のうち、「合格後の配置等に関する確認事項」については開示すべきであるが、その他の部分については、不開示が妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、令和6年6月5日付けで、「令和4～6年度 群馬県公立学校教員採用第二次試験問題及び面接の質問項目」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、「第二次試験問題」に関する公文書を「第2次選考実技試験」と特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、令和6年6月19日付けで公文書開示決定を行った。

また、「面接の質問項目」に関する公文書を別表（あ）欄の公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第18条第2項の規定に基づき、同日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を開示しない理由を別表（い）欄のとおり付して、請求人に通知した。

### 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和6年7月17日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和6年9月12日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

### 5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和6年11月28日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

### 6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和7年1月24日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

## 7 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和7年6月18日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

## 第3 争点

本件公文書の全てが条例第14条第6号に該当するとした不開示決定が妥当か。

## 第4 当事者の主張

### 1 請求人の主張要旨

#### （1）審査請求の趣旨

「不開示決定を取り消し、公文書を開示すること」との裁決を求める。

#### （2）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

#### ア 条例第14条第6号の該当性について

処分庁は条例第14条第6号の解釈より、人事管理に係る事務に関する情報の中には、公開することによって、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあるためとして不開示を決定している。処分庁の主張する「県の機関等が行う人事管理に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で、当該組織の独自性を有する」という点については理解する。しかし今までの採用面接の中で、「結婚（出産）の予定はありますか」「家は持ち家ですか」などといった質問がなされてきた事実がある。これらは厚生労働省が示す不適切な質問に当たり、独自性の名の下に許されるべきものではない。またこれらの質問をする前に「これからする質問は合否には関係ありませんが」と前置きしている事例もある。質問者は、自分の質問が不適切であることを認識しており、免責のために言っていると思われるが、そもそも採用試験で合否に関係のないプライベートな質問をすること自体が不適切である。前置きすれば免責されるわけではない。

さらに教員採用試験では「部活動は何が持てますか」という質問がよくなされる。文科省は「部活動は必ずしも教員が担う必要はない」としており、群馬県教委も「部活動顧問は強要できない」と認めている。しかし現場では事実上の強要が続いており、若者が教職を忌避する大きな要因とも

なっている。採用面接で部活について聞かれることは、受験者にとって踏み絵のようなストレスとなっている。

「独自性を有する」から不開示という解釈の下では、これらの不適切な質問を抑制するものが「教委の善意」しかない。その善意を信じたいが、現実として不適切な質問が行われてきた事実があるため、善意以外の担保として公文書の開示を求めたものである。

#### イ 公益上の理由による裁量的開示について

処分庁は「面接の質問項目の文書を開示した場合、受験者が評価の基準等を意識した偏った言動を取ることが予想され、受験者本来の姿を捉えることが難しくなる。」と主張しているが、現状でも面接で本心を言えない質問がなされている。先にも述べたが、部活動について聞かれれば、本当は「やりたくない」と思っているが、採用で不利にならないために、事前に用意した無難な回答をするのが一般的である。一方、出産の予定を聞かれたある女性は正直に「子どもがほしい」と答えて不合格となった。もちろん採用側は「それが理由ではない」と言うだろうが、本当のところは確かめようがなく、本人は「それが理由ではないか」とずっと思い悩んでいる。そのような疑心暗鬼を生んだ原因は、そもそも不適切な質問をした側にあるのであって、受験者の側にあるのではない。

当方の目的は、質問項目を入手して面接対策を立てることではなく、不適切な質問がなされないための抑止としての情報開示であり、公益性が高いと考えている。もしどうしても「開示できない」というのであれば、処分庁自身が今まで不適切な質問があったことを認め、今後は絶対にしないことを担保する方策を示さねばならないと考える。

## 2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

### （１）弁明書における主張要旨

#### ア 群馬県公立学校教員選考試験について

群馬県公立学校教員選考試験は、第１次選考（一般教養・教職に関する科目、専門科目）及び第２次選考（実技試験、個人面接、集団面接）により、実施機関が受験者を本県教員として採用するにふさわしい人材か総合的に判断するものである。

第１次選考で実施される筆記試験及び第２次選考で実施される実技試験は、受験者が本県の求める「高い専門性を有する教員」としてふさわしいか、教科等に関する専門的な知識や技能をはかる。

一方、第２次選考で実施される面接は、面接官が受験者と直接コミュニ

ケーションを図って様子を見ることにより、態度や発言内容、所作などを通じて、受験者の人柄や資質、教員としての適性などを判定する。そのため、面接の質問項目には、受験者の人柄や資質、適性を判定するために、何を重視し評価するかについての基準が含まれている。また、豊かな人間性やコミュニケーション能力を判断するためには、受験者が準備してきた答えを聞くだけでなく、その場での対応力や調整力、判断力等を観察する必要がある。

#### イ 面接の質問項目に係る条例第14条第6号の該当性について

面接の質問項目の文書を開示した場合、受験者が評価の基準等を意識した偏った言動を取ることが予想され、受験者本来の姿を捉えることが難しくなる。そのことにより、受験者の教員としての資質や適性などを面接で正確に判定することが困難となる。面接を行う意図や意義を踏まえると、これは条例第14条第6号に掲げる「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」であり、開示することによって教員選考試験という人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考え、不開示と決定した。

#### (2) 口頭説明における主張要旨

本件公文書に合格後の配置等に関する確認事項が記載されているが、これは面接の際に質問した事項であり、選考の可否に影響を与えるものではない。しかし、内部の人事構想が含まれる質問でもあり、開示することによって公正かつ円滑な人事管理や人事運営という部分に支障が出ると考えている。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「令和4～6年度 群馬県公立学校教員採用第二次試験問題及び面接の質問項目」である。実施機関は、本件請求のうち「面接の質問項目」に係る公文書を本件公文書と特定した上で、その全部を条例第14条第6号に該当するとして本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、その取消しを求めている。

そこで、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

#### 2 本件公文書について

本件公文書は、令和4年度から令和6年度までに実施された群馬県公立学校教員採用第二次試験における採用面接の実施に際し、評価基準及び評価観点の統一を図るとともに、公平な選考を行うため、実施機関が事前に作成したものであり、面接における試問例や、合格後の配置等に関する確認事項等が記載されている。

### 3 不開示情報に係る条例の定めについて

条例第14条第6号では「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示してはならない旨を定めており、条例上「次に掲げるおそれ」として同号二に「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を例示している。

県の機関等が行う職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で、当該組織の独自性を有するものである。

これらの人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

### 4 不開示情報該当性について

本件公文書については、その全てが条例第14条第6号に該当するとして不開示とされていることから、各情報の同号該当性について検討する。

#### (1) 合格後の配置等に関する確認事項

当該部分には、合格した場合における配置等の参考とするための、教職員免許の取得状況、配置に関する希望及びその他の個人的に配慮を希望する事項等に関する質問が記載されている。

実施機関は、当該部分は採用面接の可否には影響しないものの、任用に関する情報であり、人事構想に関わる内部情報であるとして不開示が妥当であると主張している。

この点について検討すると、当該部分は、選考の可否を判断するためのものではなく、採用後における業務内容や配属先を検討する際の参考として、個々の受験者の免許取得状況や配置に関する希望等を確認している事項にとどまるものであり、これらから特定の人事方針や配置計画等が推知されるものではない。

したがって、当該部分は、特定の人事方針や配置計画等、実施機関の人事構想そのものを明らかにする情報であるとはいえず、「人事構想に関わる内部情報」に該当するものとは認められない。また、可否には影響しない情報であることから、これを開示したとしても、採用選考の公正性や、任用に係る人事管理事務の円滑な遂行に具体的な支障が生ずるおそれも認められない。

以上を踏まえると、当該部分は、条例第14条第6号二に規定する「人事

管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報に該当するとはいえず、これに該当するとする実施機関の主張は採用することができない。したがって、当該部分については、不開示とする理由は認められず、開示すべきである。

(2) 上記(1)を除く部分

当該部分には、個人面接における評価の観点及び試問例、並びに集団面接における試問例が、面接官が受験者を評価する際の着眼点や、その評価を適切に行うための具体的な質問内容等とともに記載されている。これらの情報を公にした場合、受験者が評価の観点や方法を事前に把握し、それに沿った対策を講じることが可能となる。その結果、受験者の自然な反応や本来の人物像を的確に把握することが困難となり、採用面接本来の目的である人物評価の公平性及び妥当性が損なわれるおそれがある。さらに、今後の採用選考における面接の実効性を低下させ、公正かつ円滑な人事管理事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

以上を踏まえると、当該部分は、条例第14条第6号二に規定する、公にすることにより「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報に該当すると認められる。したがって、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

## 審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                       | 内 容           |
|-----------------------------|---------------|
| 令和 7年 1月24日                 | 諮問            |
| 令和 7年 7月18日<br>(第102回 第一部会) | 審議(本件事案の概要説明) |
| 令和 7年 9月18日<br>(第103回 第一部会) | 審議(実施機関の口頭説明) |
| 令和 7年11月21日<br>(第104回 第一部会) | 審議            |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 令和 8年 1月20日<br>(第105回 第一部会) | 審議 |
| 令和 8年 3月19日<br>(第106回 第一部会) | 審議 |
| 令和 8年 5月18日<br>(第107回 第一部会) | 審議 |
| 令和 8年10月 8日                 | 答申 |

別表

| 特定した公文書（あ） |            | 不開示理由（い）                                                                             |
|------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生年度       | 文書名        |                                                                                      |
| 令和４年度      | 個人面接Ⅰ 試問事項 | 群馬県情報公開条例第１４条第６号該当<br>群馬県が行う教員採用選考の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 |
|            | 個人面接Ⅱ 試問事項 |                                                                                      |
|            | 集団面接・面接試問例 |                                                                                      |
| 令和５年度      | 個人面接Ⅰ 試問事項 |                                                                                      |
|            | 個人面接Ⅱ 試問事項 |                                                                                      |
|            | 集団面接・面接試問例 |                                                                                      |
| 令和６年度      | 個人面接Ⅰ 試問事項 |                                                                                      |
|            | 個人面接Ⅱ 試問事項 |                                                                                      |
|            | 集団面接・面接試問例 |                                                                                      |